

## 宅地アフターサービス規準

部位・設備	現象	期間(年)	備考
土地	地下湧水	2	
石積擁壁	崩壊	2	
埋設管 (給排水・ガス)	接続不良	2	

### アフターサービス規準適用上の留意事項

1. 本アフターサービス期間の始期（起算日）は、宅地引渡しの日とする。
2. 異常気象時等の天災地変による破損、崩壊等については、アフターサービスの対象とはならないものとする。
3. 管理不十分による破損、崩壊等については、アフターサービスの対象とはならないものとする。
4. 汚水処理場、集会所等の共用施設がある場合は、その対象施設によってアフターサービス期間を別途定める。